

築上町告示第83号

平成21年第3回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成21年8月25日

築上町長 新川 久三

1 期 日 平成21年9月7日

2 場 所 築上町議会議場

開会日に応招した議員

田原 宗憲君	丸山 年弘君
首藤萬壽美君	塩田 文男君
工藤 久司君	塩田 昌生君
成吉 暲奎君	吉元 成一君
西畑イツミ君	西口 周治君
有永 義正君	田村 兼光君
田原 親君	信田 博見君
宮下 久雄君	岡田 信英君
武道 修司君	平野 力範君
中島 英夫君	繁永 隆治君

9月9日に応招した議員

9月10日に応招した議員

9月11日に応招した議員

9月18日に応招した議員

応招しなかった議員

平成21年 第3回 築上町議会定例会会議録（第1日）

平成21年9月7日（月曜日）

議事日程（第1号）

平成21年9月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 町長の報告
- ・報告第2号 平成20年度健全化判断比率の報告について
 - ・報告第3号 平成20年度資金不足比率の報告について
 - ・報告第4号 しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について
 - ・報告第5号 東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について
 - ・報告第6号 株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について
- 日程第4 議案第57号 平成21年度築上町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第5 議案第58号 平成21年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第59号 平成21年度築上町老人保健特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第60号 平成21年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第61号 平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第62号 平成21年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第63号 平成21年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第64号 平成21年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 認定第1号 平成20年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第2号 平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の

認定について

- 日程第14 認定第3号 平成20年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第4号 平成20年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第5号 平成20年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第6号 平成20年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第7号 平成20年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第8号 平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第9号 平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第10号 平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第11号 平成20年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第12号 平成20年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第13号 平成21年度築上郡税務事務組合解散にかかる歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 議案第65号 築上町男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第26 議案第66号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第67号 中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて
- 日程第28 議案第68号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第29 議案第69号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合同約の変更について
- 日程第30 議案第70号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約の変更について
- 日程第31 議案第71号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県後期高齢者医療広域連合組合同約の変更について

- 日程第32 議案第72号 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第33 議案第73号 工事請負契約の締結について
- 日程第34 議案第74号 工事請負契約の締結について
- 日程第35 議案第75号 物品売買契約の締結について
- 日程第36 議案第76号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 町長の報告
- ・報告第2号 平成20年度健全化判断比率の報告について
 - ・報告第3号 平成20年度資金不足比率の報告について
 - ・報告第4号 しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について
 - ・報告第5号 東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について
 - ・報告第6号 株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について
- 日程第4 議案第57号 平成21年度築上町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第5 議案第58号 平成21年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第6 議案第59号 平成21年度築上町老人保健特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第7 議案第60号 平成21年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第8 議案第61号 平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第9 議案第62号 平成21年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第10 議案第63号 平成21年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第11 議案第64号 平成21年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)について

- 日程第12 認定第1号 平成20年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第2号 平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第3号 平成20年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第4号 平成20年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第5号 平成20年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第6号 平成20年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第7号 平成20年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第8号 平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第9号 平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第10号 平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第11号 平成20年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第12号 平成20年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第13号 平成21年度築上郡税務事務組合解散にかかる歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 議案第65号 築上町男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第26 議案第66号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第67号 中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて
- 日程第28 議案第68号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第29 議案第69号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更について
- 日程第30 議案第70号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について

- 日程第31 議案第71号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第32 議案第72号 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第33 議案第73号 工事請負契約の締結について
- 日程第34 議案第74号 工事請負契約の締結について
- 日程第35 議案第75号 物品売買契約の締結について
- 日程第36 議案第76号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について

出席議員（17名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 田原 宗憲君 | 2番 丸山 年弘君 |
| 3番 首藤萬壽美君 | 4番 塩田 文男君 |
| 5番 工藤 久司君 | 6番 塩田 昌生君 |
| 7番 成吉 暲奎君 | 8番 吉元 成一君 |
| 9番 西畑イツミ君 | 10番 西口 周治君 |
| 11番 有永 義正君 | 13番 田原 親君 |
| 14番 信田 博見君 | 15番 宮下 久雄君 |
| 17番 武道 修司君 | 18番 平野 力範君 |
| 19番 中島 英夫君 | |

欠席議員（3名）

- | | |
|------------|------------|
| 12番 田村 兼光君 | 16番 岡田 信英君 |
| 20番 繁永 隆治君 | |

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

- | | |
|----------|-----------|
| 局長 竹本 正君 | 書記 則松 美穂君 |
|----------|-----------|

説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|-----------|--------|-------------|--------|
| 町長 | 新川 久三君 | 副町長 | 八野 紘海君 |
| 教育長 | 神 宗紀君 | 会計管理者 | 吉留 久雄君 |

総務課長補佐	福田みどり君	財政課長	渡邊 義治君
企画振興課長	加末 篤君	人権課長	松田 洋一君
税務課長	椎野 義寛君	住民課長	遠久 隆生君
福祉課長	中野 誠一君			
産業課長兼農業委員会事務局長				久保 和明君
建設課長	田中 博志君	上水道課長	中嶋 澄廣君
下水道課長	久保 澄雄君	会計課長	畦津 篤子君
総合管理課長	落合 泰平君	環境課長	則行 一松君
商工課長	吉田 一三君	学校教育課長	中村 一治君
生涯学習課長	田原 泰之君	監査事務局長	川崎 道雄君
環境課審議監	出口 秀人君	代表監査委員	浦岡 信男君

午前10時00分開会

議長（成吉 暲奎君） 皆さんおはようございます。会議の前に議案の訂正の申し出がありますので、財政課長から訂正の説明を求めます。財政課長。

財政課長（渡邊 義治君） 申しわけありません。財政課の渡邊です。

決算、認定第1号平成20年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、決算書20ページの款項目の項が誤っておりましたので、お手元の正誤表のとおり訂正方よろしくお願いたします。

議長（成吉 暲奎君） よろしいでしょうか。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、平成21年第3回築上町議会定例会を開会いたします。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、新川久三君。

町長（新川 久三君） 議員の皆さんおはようございます。本日、第3回定例会を招集いたしましたところ御出席を賜りまして大変ありがとうございます。

まず、やはり8月30日に行われました衆議院選において政権が変わるというようなことで、私どもも、まだ、どのような形で変わっていくのかというのはちょっと定かではございませんけれども、できれば今までのことを継承しながら、緩やかな変化を求めたいと、このように思うところでございまして、特に、本町に対しては基地を抱えております。防衛問題、基地政策等々、そしてまたそれに基づく本町へのいろんな財政的な支援等がされておりますが、これが変わることなく継続されることを望みながら、国との要望を重ねてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

それから、心配されました新型インフルエンザ、本町でこれは8月の19日に発症が確認されて、13名の患者が確認されておりますが、きょう現在もうゼロというふうなことで終息を見たところでございますので、蔓延しなくて非常によかったと、このように考えておるところでございます。

それから、スポーツ関係で、非常に本町から多くの、全日本で優勝者、世界で銀メダルというふうなことで、アイスダンスの日本の大会がございまして、越路の深田時三郎さんという方がペアの部で、これは120歳の、年齢合計で120歳という部で優勝されたという報告がっております。

それからあとエアロビクスですか、これで先般世界大会に本町と豊前市の方々に合同チームで出まして、椎田中学校3年生の大石瑞希さん、トリオの部、3人でする部で銀メダル、そして6人の部で、これもまた銀メダルというふうなことで、先般町のほうに報告がございまして、あと各種大会で、もう1人、全国大会、空手で八津田小学校1年生の西永君という子供が全国の空手で1位、優勝したという報告がっております。数々いろんな全国大会に出場選手非常に多く表敬訪問に来ておりますが、1位だけちょっと、1位とそれから世界選手権の分だけ披露させていただきまして、数多くの非常にスポーツに皆さん本当に熱心にされながら、こういう大きな大会に参加していただくことを御報告を……。

それから大相撲の話、前の議会のことになりますけれども、琴禮関、一応7勝7敗で千秋楽を迎えて、最後の日に天下分け目と申しますか負けまして、7勝8敗ということで、一番負け越しました。先般、番付発表がございまして、幕下の東の筆頭に位置づけされたということで、番付も町のほうに送ってきておりますが、来場所4勝上げれば帰り十両というふうなことで、期待も……。

そしてもう1名、岩丸の松谷君、彼は非常に先場所成績がよろしゅうございまして、6勝1敗ということで、幕下21枚目から一挙に7枚目まで一応上がってくるようになりまして、来場所の成績いかんでは、2人十両が誕生するんではなからうかというようなことでございますので御報告を申し上げておきたいと思っております。

それから最後になりますが、先ほど国の関係でございましたけれども、私も全国基地協議会という会がございまして、そこで副会長のほうに推挙されまして、九州の佐世保市長が、今、会長をしております。私がまたその九州代表の副会長というふうなことで推挙されましたので、この基地に関する問題等々、もう一方、全国基地周辺の協議会というのがございまして。これは行橋の八並市長が副会長というふうなことで、もう一つのほうは私は理事を仰せつかって、基地協議会は八並さんが理事というふうなことで、2人で共同しながら築城基地の問題に対応していこうと、このように考えておる次第でございまして、その折はまた議員さんの御協力をお願い申し上げた

いと思います。

それから、本議会は報告案件が5件、それから一般会計外補正が7件ございます。それから決算が13件、そして一般の議案が12件というようなことでございます。どうぞよろしく皆様方の審議をいただきながら、全議案可決、承認、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これで行政報告は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（成吉 暲奎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番、有永義正議員、14番、信田博見議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（成吉 暲奎君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。宮下久雄委員長。

議会運営委員長（宮下 久雄君） 議会運営委員会の報告をいたします。

9月2日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の日程案のとおり決定いたしました。

9月7日、月曜日の本日は本会議で議案の上程、なお、町村合併に伴う案件と契約案件は本日即決することとして協議いたしました。

9月8日は、議案考案日とします。

9月9日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託を行います。

9月10日は、本会議で一般質問とします。

9月11日は、一般質問の予備日とします。なお、一般質問の予備日を使用しない場合は休会といたします。

9月12日、土曜日、13日、日曜日は休会とします。

9月14日は、休会で厚生文教常任委員会とします。

9月15日は、休会で産業建設常任委員会とします。

9月16日は、休会で総務常任委員会とします。

なお、委員会審議については、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については一般質問でお願いします。

9月17日は、休会で委員会予備日とします。

9月18日、金曜日は本会議で委員長報告、質疑、討論、採決です。なお、一般質問の受け付け締め切りは本日午後3時までとします。

以上、会期は本日から9月18日までの12日間とすることが適当だと決定いたしましたので御報告をいたします。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

以上で議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は委員長報告のとおり本日7日から9月18日までの12日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月18日までの12日間に決定しました。

日程第3．諸般の報告

議長（成吉 暲奎君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しておりますように、議案は第57号外32件であります。また、例月出納検査報告が配付のとおり提出されておりますので御報告いたします。

次に、町長からの報告があります。報告第2号平成20年度健全化判断比率の報告について、報告第3号平成20年度資金不足比率の報告について、報告第4号しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について、報告第5号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について、報告第6号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告についての5件を一括して報告していただきます。職員の朗読の後、町長の報告内容の説明を求めます。渡邊財政課長。

財政課長（渡邊 義治君） 報告第2号平成20年度健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成20年度健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

報告第3号平成20年度資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成20年度資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

報告第4号しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

報告第5号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について、地方自治法（昭和

22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

報告第6号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。平成21年9月7日提出、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 報告第2号は、平成20年度健全化判断比率の報告についてでございますが、本案は平成19年の6月に公布されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成20年度の決算数値をもとに算定された健全化判断比率の4指標を報告するものでございます。

この4指標とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、それから3番目が実質公債費比率、4番目が将来負担比率でございます。平成20年度の決算においては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字でございませぬので該当はございませぬ。実質公債費比率は18.4%、将来負担比率は139.5%となっております。

次に、報告第3号は、平成20年度資金不足比率の報告についてでございますが、これも一応さっきの前議案と一緒に、報告と一緒にございませぬが、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づいての報告でございます。

これは企業会計、それからいわゆる準企業会計というのは農業集落排水事業、簡易水道事業、それから水道事業会計、それから下水道の特定環境保全の公共下水道、この4会計についての資金不足でございますけれども、資金不足の比率はありませぬということで報告をします。

それから、報告第4号は、しいだサンコー株式会社の経営状況の報告についてでございますが、当サンコーについては経常利益は236万9,224円、それで当期純利益は122万9,504円となっております。

次に、報告第5号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告でございますが、当会社の経理については、前年度一応赤字でございましたが、経営損失金額が44万8,632円でございますが、当期損失金額が法人税等18万2,175円を加算しまして、46万4,807円となっております。

次に、株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告でございますが、経営利益は1,444万7,957円、当期純利益が958万557円となっております。

以上、報告終わります。

議長(成吉 暲奎君) 皆様のお手元にあります議事日程第1号でございますが、この中で今町長から報告ございました2号、3号、4号の中で、3号の「平成20年度資産不足の比率の報告について」とうたっておりますが、これは「資産」ではなくて「資金」でございます。訂正方

よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

日程第4．議案第57号

日程第5．議案第58号

日程第6．議案第59号

日程第7．議案第60号

日程第8．議案第61号

日程第9．議案第62号

日程第10．議案第63号

日程第11．議案第64号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第4、議案第57号の平成21年度築上町一般会計補正予算（第3号）についてから日程第11、議案第64号の平成21年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号から議案第64号までを一括上程することに決定いたしました。

日程第4、議案第57号平成21年度築上町一般会計補正予算（第3号）についてから日程第11、議案第64号の平成21年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。渡邊財政課長。

財政課長（渡邊 義治君） 議案第57号平成21年度築上町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成21年度築上町一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

議案第58号平成21年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成21年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

議案第59号平成21年度築上町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成21年度築上町老人保健特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第60号平成21年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成21年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第2号)を別紙のとおり提出する。

議案第61号平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。

議案第62号平成21年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成21年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。

議案第63号平成21年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成21年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。

議案第64号平成21年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成21年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。平成21年9月7日提出、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第57号は、平成21年度築上町一般会計補正予算(第3号)についてでございます。

本予算案は、既定の歳入歳出の予算の総額93億1,959万8,000円に7億9,625万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を101億1,584万8,000円と定めるものでございます。

補正予算の主なものは、国のいわゆる景気対策事業である地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業ということで、今回2億6,893万6,000円を計上させていただいております。

中身については、総務、民生、農業関係、商工、公共土木、教育と、それから子育て支援等々幅広く活用をさせていただいております。

それから、懸案の国民健康保険特別会計への繰出金8,079万9,000円、これは合併当時、国民健康保険の会計が築城、椎田とも赤字で抱えておりました。そのうち約半分ぐらい合併時に補てんをしておりましたが、残りを少し保留、留保いたしまして、少し財政が好転したときに一応この赤字分を解消しようという合併時の約束がございました。今回合併して4年目になるというふうなこと、それから、新しく国保の制度を統一した形で不均一課税をなくしたというふうなことで、一応赤字額をゼロにしながらという当初の約束どおり補正をさせていただいております。

それからあと、公債費に係る、それから基金費等々を増額させていただいております。

次に、議案第58号平成21年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、本予算も既定の歳入歳出予算に671万円を増額いたしまして、303万9,408円と定めるものでございます。

補正の主なものは、合併前の先ほどの一般会計からの繰入金の補てん、そして、後は75歳になることにより後期高齢者の医療保険に移行された方へ高額療養費の差額分を支給する高額療養費等の特別支給金の補正、また出産一時金が増額になりますので、この補正をさせていただいております。

次に、議案第59号平成21年度築上町老人保健特別会計補正予算（第1号）でございますが、本予算案は、既定の歳入予算の総額に2,053万3,000円を増額いたしまして、5,323万3,000円の一応歳入歳出予算の総額を定めるものでございます。

主な内容は、20年度の決算繰越額を計上し、国、県へのいわゆる精算金を計上させていただいております。

それから、議案第60号平成21年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本予算につきましても、歳入歳出それぞれ337万5,000円を増額いたしまして、予算の総額を2億8,128万3,000円と定めるものでございます。

補正の主な内容は、決算繰越額、それから県後期高齢者連合への納付金を計上させていただいております。

次に、議案第61号平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に340万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を3億7,959万8,000円と定めるものでございます。これは事業費の微調整と人事異動によるものでございます。

議案第62号平成21年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本予算は、既定の歳入歳出予算の総額に8,200万を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を5億7,129万円と定めるものでございます。

補正予算の主な内容は、公的資金の補償金免除繰り上げ償還に係る農業集落排水事業債の借りかえを行うために計上させていただいております。

議案第63号平成21年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ144万9,000円を減額いたしまして、

歳入歳出予算の総額を1億3,638万1,000円と定めるものでございます。

補正の主なものといたしまして、これは繰越金、それから一般会計の繰入金の減額、繰越金については増額、一般会計の繰入金については減額ということでさせております。

歳出は、漏水調査、修繕費等々の増額、それから原材料費の減額でございます。

それから、議案第64号平成21年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算3億4,649万3,000円に、支出を1億3,299万2,000円増額いたしまして、4億3,325万6,000円に改めるものでございます。

内容としては、公的資金の補償金免除繰り上げ償還に伴う補正でございます。

以上、一般会計ほか各会計の補正予算でございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

日程第12．認定第1号

日程第13．認定第2号

日程第14．認定第3号

日程第15．認定第4号

日程第16．認定第5号

日程第17．認定第6号

日程第18．認定第7号

日程第19．認定第8号

日程第20．認定第9号

日程第21．認定第10号

日程第22．認定第11号

日程第23．認定第12号

日程第24．認定第13号

議長(成吉 暲奎君) お諮りします。日程第12、認定第1号の平成20年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第24、認定第13号の平成21年度築上郡税務事務組合解散にかかる歳入歳出決算の認定についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第13号までを一括上程することに決定いたしました。

日程第12の認定第1号平成20年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第24、認定第13号の平成21年度築上郡税務事務組合解散にかかる歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。渡邊財政課長。

財政課長（渡邊 義治君） 認定第1号平成20年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度築上町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第2号平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第3号平成20年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第4号平成20年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第5号平成20年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第6号平成20年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第7号平成20年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第8号平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第9号平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第10号平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地

方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第11号平成20年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第12号平成20年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成20年度築上町水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第13号平成21年度築上郡税務事務組合解散にかかる歳入歳出決算の認定について、地方自治法施行令第5条第3項の規定により、平成21年度築上郡税務事務組合解散にかかる歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成21年9月7日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川久三町長。

町長（新川 久三君） 認定第1号は、平成20年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本案は、歳入総額が101億3,593万3,395円でございます。それから、歳出総額は92億94万2,358円でございます。歳入歳出差し引き額が9億3,499万1,037円です。これは次の年に繰り越す一般財源が8,442万4,000円ということで、実質収支は8億5,056万7,037円、単年度収支におきましては1億9,775万3,331円となっております。実質単年度収支は2億5,882万4,984円の黒字となっております。

なお、財政のバロメーターを示す経常収支比率、最悪のときは平成18年の105ポイント、19年度が103ポイント、20年度は97ポイントということで、非常に財政が段々好転化をしてきておるところです。

あと主要な施策につきましては、附属資料をごらんいただきたいと思います。

次に、認定第2号平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業の特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額2,643万4,175円、歳出総額3億9,059万7,139円、歳入歳出差し引き額は3億6,416万2,964円の赤字となっております。

この不足額は平成21年度以降の歳入予定を繰り上げ充用をして補てんをしておるところでございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

それから、認定第3号につきましては、平成20年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額は296万4,777円、歳出総額は61万9,640円ということで、この歳入歳出の差額は234万5,137円となっておりますのでございます。

次に、認定第4号平成20年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

本案は、歳入総額が409万3,648円、歳出総額が406万2,032円ということで、この歳入歳出差し引き額は3万1,616円でございます。

次に、認定第5号平成20年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

本案は、平成20年度の霊園事業の特別会計の決算でございますが、歳入総額が475万5,080円でございます。歳出総額433万6,218円ということで、差し引き額は41万8,862円の黒字でございます。

次に、認定第6号平成20年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

本案は、歳入総額が26億6,971万6,226円でございます。歳出総額が27億8,068万5,754円、歳入歳出差し引き額が1億1,096万9,528円の赤字となっております。なお、単年度収支は6,539万1,817円の黒字となっております。

この不足分は平成21年度からの一応繰り上げ充用ということで、一般会計でも申しましたが、8,000万の一般会計の分から繰入金等々ございますので、一応この分を補てんということで御理解を願いたいと思います。

それから、認定第7号平成20年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、本案は、歳入総額が3億4,856万9,687円、歳出総額が3億2,803万5,202円、歳入歳出差し引き2,053万4,458円でございます。この残額については、21年度の国、県への精算金ということで償還をいたさなければなりません。

次に、認定第8号は、築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額が2億3,265万8,239円、歳出総額が2億2,928万1,834円、歳入歳出差し引き額は337万6,405円でございます。この黒字分については平成20年度の保険料収入でございます。21年度福岡県後期高齢者医療連合会への保険料納付金として納付することになっておりますのでございます。

次に、認定第9号平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

本決算においては歳入総額が3億9,603万721円、歳出総額が3億8,174万4,652円、歳入歳出差し引き額は1,428万6,069円でございます。

次に、認定第10号平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

本決算案は、歳入総額が6億949万867円、歳出総額が5億9,525万9,790円、歳入歳出差し引き額が1,423万1,077円となっております。

次に、認定第11号平成20年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

本決算案は、歳入総額が1億4,467万8,428円、歳出総額が1億4,104万555円、歳入歳出差し引き額は363万7,873円でございます。

それから、認定第12号平成20年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定でございます。

本案は、水道の収益収支の分、経常的支出でございますが、特別損失が1万8,629円、そして当期純利益は2,794万701円となっております。

それから、資本的収支については、税込み総収入2億314万4,000円でございます。それから総支出が2億6,641万7,611円となっております。不足額6,300万3,611円は、過年度分の留保資金として当該年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんをしておるところでございます。

次に、認定第13号平成21年度築上郡税務事務組合解散にかかる歳入歳出決算の認定でございます。

本案は、郡税務事務組合が6月30日付で解散をいたしました。そこで加入団体、この決算につきましてはそれぞれの加入団体の監査委員の審査を受けまして、町議会で認定されることになっております。よろしく御審議をしていただきたいと思います。

以上、一応決算に係るものでございますが、一応全部主要施策等につきましては決算附属資料、それから監査委員の意見を付しておりますので、よろしく御審議をしていただきながら、認定をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（成吉 暉奎君） ここで代表監査委員に決算の監査結果の報告を求めます。代表監査委員の浦岡信男さん、お願いいたします。

代表監査委員（浦岡 信男君） おはようございます。平成20年度築上町各会計の歳入歳出決算審査意見について、今年度の決算規模は一般会計、特別会計合わせたところで、歳入総額145億7,532万5,243円、歳出総額140億5,660万5,174円であり、差し引き5億1,872万699円の黒字決算であります。

しかしながら、住宅新築資金等貸付事業及び国民健康保険の特別会計においては赤字決算となっており、財政事情は依然として厳しい状況にあると考えられます。

今後の財政運営に当たっては、歳入の財源確保により一層努めるとともに、歳出の成果を明瞭化するなど計画性を持たせ、効果的、効率的な運営に努められるよう望むものであります。

なお、累積する多額の収入未済額は町税のほか住宅家賃、保育料、健康保険税、使用料、貸付金等に及び、自主財源の確保はもとより、負担の公平を期する上から極めて重要な事案であり、実効の上がる対策を講じられるよう強く要望するものであります。

あわせて、不納欠損処分についても、不納欠損に至らぬよう、国庫の状況を十分調査の上、適切な執行管理に努め、その処分について法令等の趣旨に沿って厳正に運用されたい。

また、昨年度から地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づく4指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率と資金不足比率の公表が義務づけられております。20年度においては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は比率なし、実質公債費比率18.4%、対前年0.6%の上昇、将来負担比率139.5%、対前年13.1%の減少であり、資金不足比率は比率なしとなっております。いずれも早期健全化基準内であり、今後基準数値の減少、維持に努めるようお願いし、監査の意見といたします。

最後になりますが、築上郡税務事務組合の解散に伴う組合の平成21年度歳入歳出決算の審査を7月24日実施し、決算計数及び通帳残高に誤りがなかったことを報告いたします。

以上で終わります。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

日程第25・議案第65号

議長（成吉 暲奎君） それでは、進めます。日程第25、議案第65号築上町男女共同参画推進条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。福田総務課長補佐。

総務課長補佐（福田みどり君） 課長が急遽入院したため、私が代理をさせていただきます。

議案第65号築上町男女共同参画推進条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成21年9月7日、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第65号は、築上町男女共同参画推進条例の制定でございます。

本条例案を策定するに当たりましては、検討委員会をつくりましてお願いをいたしたところでございます。その中で、そういう形で、他の町村では早くも条例ができておりますが、本町は男女共同参画推進を宣言町としておりましたが、なかなかまだ定まっていなかったというふうなことで、今回、そういう形で男女共同参画を進めていこうということで、宣言の町と同時に条例案を一応つくりまして、女性、男性の共同参画を深く求めるためにこれを条例化した次第でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

日程第26．議案第66号

議長（成吉 暲奎君） 日程第26、議案第66号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。福田総務課長補佐。

総務課長補佐（福田みどり君） 議案第66号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成21年9月7日、築上町長新川久三。
議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第66号は、築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案は、子育て支援というふうなことで、全国的に国のほうの措置もでございます。そういう形の中で出産育児一時金は現行35万でございましたが、4万円を追加いたしまして、39万円を10月1日から支給すると。これは暫定措置で、23年の3月31日までの間というふうな期間を限定しておりますが、少子化対策というふうなことで、この条例案を出したところでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

日程第27．議案第67号

議長（成吉 暲奎君） 日程第27、議案第67号中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することについてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。福田総務課長補佐。

総務課長補佐（福田みどり君） 議案第67号中津市との間において定住自立圏の形成協定の締結について、築上町及び中津市との間において定住自立圏の形成協定を別紙のとおり締結するものとする。平成21年9月7日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第67号は、中津市との間において定住自立圏の形成協定の締結でございます。

本案は、さきの町議会で町の議決すべき事件に関する条例第2条第2号に一応決定していただきまして、今回提案をさせていただいておるところでございますが、中津市が定住自立圏を宣言いたしまして、総務省から認可を得るところで、この問題は、当初は中津市民病院、中津の利用について県内並みに小児、子供さんたちがかった場合、現金を払わないで、もう福岡県の医者と同じような形態でやっていただこうということを端に発しまして、そしたら総務省のほうはこれだけではだめだということで、ほかに共通項目があれば協定を結びながらやっていただきたいと

ということで、協定の主な趣旨は、まずやはり道路の整備ということで、今東九州自動車道の整備を行っておりますが、これがやはりスムーズにいくようにということで、両、中津市、それから築上町協力していこうと。

それからまた、新しい道路でいわゆる産業道路というようなことで、中津のほうはだいぶ産業道路整備されてますが、福岡県がおくれておるといふうなことで、こういうことについても国のほうに協定をしながら要望をしていこうというふうな形が主になりまして、既存の分につきましては、大分県の中津市のほうで、いわゆる勤労者福祉サービスセンターというのを持っておりますが、築上町の人々がほとんど利用はないんですけれども、利用をすることがあればという、こういう話もあっておるわけでございます。そういう形の中でお互い利用できるものはやっていこうということで、これは片一方がなかなかできないよという話になればできないわけでございますけれども、メリットを求めたところで定住圏自立構想をやっていこうということを趣旨に提案をさせていただいたところでございます。

なお、この協定につきましては、豊前市、それから上毛、吉富のほうは若干今研究すべきところがあるということで、保留をしておるようでございますけれども、いわゆる築上郡と豊前市、中津というところで連携をした形で、圏域を超えたところで、いろんな昔のやはり豊の国ということで模索をしていこうというのが今までの経過の中でございます。

よろしく御審議をいただきながら、御承認をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第28、議案第68号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更についてから日程第36、議案第76号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてまでを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号から議案第76号までは、委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第28、議案第68号

議長（成吉 暲奎君） 日程第28、議案第68号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。福田総務課長補佐。

総務課長補佐（福田みどり君） 議案第68号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公

共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成21年12月31日限り、福岡県市町村職員退職手当組合から糸島地区消防厚生施設組合を脱退させ、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第13条第1項の規定により、平成21年12月31日限り、福岡県市町村職員退職手当組合から前原市、糸島郡二丈町及び同郡志摩町を脱退させ、平成22年1月1日から福岡県市町村職員退職手当組合に糸島市を加入させるとともに、福岡県市町村職員退職手当組合同約を別紙のとおり変更する。平成21年9月7日提出、築上町長新川久三。議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第68号は、これは福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてでございます。

これは前原市と、それから糸島郡二丈町、同郡志摩町が合併を平成22年1月1日に行います。これで糸島地区消防厚生施設組合等も加盟しておりますが、この合併によります前の自治体のいわゆる脱退と、新しく糸島市ができ上がります。そこでの規約変更でございます。

これが本議案の提出でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第68号について採決を行います。議案第68号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第29・議案第69号

議長（成吉 暲奎君） 日程第29、議案第69号福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合同約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。福田総務課長補佐。

総務課長補佐（福田みどり君） 議案第69号福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合同約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第

67号)第286条第1項の規定により、平成21年12月31日限り、福岡県自治会館管理組合から糸島郡二丈町及び同郡志摩町を脱退させるとともに、福岡県自治会館管理組合規約を別紙のとおり変更する。平成21年9月7日提出、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第69号は、福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更についてでございますが、本議案も前議案と同様、前原市とそれから糸島郡二丈町、志摩町の合併に基づきまして、平成22年1月1日付で糸島市が一応設置されることになっておる。これに関係する議案でございます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第69号について採決を行います。議案第69号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第30・議案第70号

議長(成吉 暲奎君) 日程第30、議案第70号福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。福田総務課長補佐。

総務課長補佐(福田みどり君) 議案第70号福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第13条第1項の規定により、平成21年12月31日限り、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合から前原市、糸島郡二丈町及び同郡志摩町を脱退させ、平成22年1月1日から福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合に糸島市を加入させるとともに、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約を別紙のと

おり変更する。平成21年9月7日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第70号は、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約の変更についてでございます。

本議案も前議案と同様、前原市、二丈町、それから志摩町の合併によりまして、新しく糸島市ができることに伴い、脱退、加入、それから規約を変更いたしまして、議員定数も11名から10名に1名減らすという規約変更でございます。これが本議案の提案理由でございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第70号について採決を行います。議案第70号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第31、議案第71号

議長（成吉 暲奎君） 日程第31、議案第71号福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。福田総務課長補佐。

総務課長補佐（福田みどり君） 議案第71号福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第13条第1項の規定により、平成21年12月31日限り、福岡県後期高齢者医療広域連合から前原市、糸島郡二丈町及び同郡志摩町を脱退させ、平成22年1月1日から福岡県後期高齢者医療広域連合に糸島市を加入させるとともに、福岡県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する。平成21年9月7日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第71号は、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございます。

これもさきの議案と同じく、前原市、それから二丈町、志摩町ということで、合併によるものでございます。そして新たな糸島市が発足いたします。そのための議案でございます。議員の定数を77名から75名に改めるという規約変更がございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第71号について採決を行います。議案第71号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第32・議案第72号

議長（成吉 暲奎君） 日程第32、議案第72号福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。福田総務課長補佐。

総務課長補佐（福田みどり君） 議案第72号福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成21年12月31日限り、福岡県介護保険広域連合から糸島郡二丈町及び同郡志摩町を脱退させるとともに、福岡県介護保険広域連合規約を別紙のとおり変更する。平成21年9月7日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第72号は、福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてでございます。

この議案もさきの議案と同じく、前原市、それから二丈町、志摩町の合併によりまして、この

広域連合を加盟しておりました二丈町と志摩町が脱退をするという議案でございます。そしてまた脱退のために、議員の定数を39人から37人に変更します。そして支部を廃止いたしまして、支部長を11人から10人というふうなことで、連合規約を改正をいたすというものでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第72号について採決を行います。議案第72号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第33・議案第73号

議長（成吉 暲奎君） 日程第33、議案第73号工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。福田総務課長補佐 渡邊財政課長。

財政課長（渡邊 義治君） 議案第73号工事請負契約の締結について（築城飛行場関連再編関連特別事業）高塚浄水場改良第1期第1工区工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。平成21年9月7日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第73号は、工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、高塚浄水場の改良第1期第1工区の工事でございます。平成21年8月20日に8社による指名競争入札を行いまして、結果は皆様お手元に御配付のとおりと思いますが、入札結果の表のとおりでございます。東洋建設工業株式会社が消費税込みで8,158万5,000円で、これは抽選落札ということでございます。そして仮契約をいたしておるところでございます。

よろしく御審議をしていただき、なお、工事の概要は、配水池が468トンのいわゆる貯水を可能にする井戸1個です。それから場内の配管工事というふうなことでございます。

なお、財源は米軍再編の交付金を一応使用するというふうなことで行っておるところでございます。

す。よろしくお願いを申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。吉元議員。

議員（8番 吉元 成一君） 財政課長でよろしいと思うんですけど、築上町の入札に関してちょっとお伺いしたい点がありまして質疑するわけですが、正式な、よくわからない、正式にはわからない、要するに規則とか規約とかそういうのがわからないんですが、ちょっと覚えてないんですが、資料持ってないので覚えてませんが、築上町が指名入札で指名した業者が正当な理由なくして入札に参加しない、連絡ないとか、辞退届が出てない場合は、最低2カ月の指名停止、最高6カ月の指名停止、この文面を私目にしたんですが、それ間違いないですか。

議長（成吉 暲奎君） 渡邊財政課長。

財政課長（渡邊 義治君） 財政課、渡邊です。

ただいまですけれども、指名停止に関しましては、築上町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱がございますが、これによって定められておりますが、まずその中の正当な理由がなく入札に参加しないということについては、特段の条項等はないというふうに考えて、ちょっと認識しております。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（8番 吉元 成一君） 休憩にして補佐に資料を持ってくるように言ってください。

議長（成吉 暲奎君） 資料そろいますか。（発言する者あり）

それでは、一たん休憩に入ります。資料がそろうまで10分間の休憩に入ります。再開は11時半といたします。

午前11時19分休憩

.....
午前11時30分再開

議長（成吉 暲奎君） それでは、全員そろいましたので再開いたします。

今、吉元議員の質疑につきまして、渡邊財政課長。

財政課長（渡邊 義治君） 財政課、渡邊です。

先ほどのちょっと回答申し上げましたけれども、済いません、勉強不足で。先ほどの指名停止措置要綱の措置基準のその4の中に第5といたしまして、建設業者が町発注工事の指名競争入札の通知を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく入札に参加しなかったとき、当該認定をした日から2カ月以上、6カ月以内という項目がございました。申しわけございませんでした。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（8番 吉元 成一君） 課長、何でそれ私が質問したかと申しますと、もう十分わかっているとありますが、それに該当する業者を指名に選ぶ時点で指名してたと、そのことに執行部が気

がついて取り消しをしたと。これはもう立派な措置だと思います。それで、なかなか迅速にその措置をしたことについては評価しますが、2カ月以上6カ月以内の停止をするということになっていきますので、たとえ私が個人的に考えても、皆さんも考えたらわかると思うんですが、土木で、土木建設業で今営んで生計を立てている業者の方が、指名に入らないということは死活問題だと思います。入らない業者がおる中で、今度の入札の前に行われた入札に指名をいただいて連絡なしで休んでいたから、この業者指名に入るんだろうかと問われたもので、ちょっと確かめてみましょうととった結果、指名されていたと。おかしいんじゃないですかちゅうことで検討した結果、除外したということで、これも措置が迅速でよかったと思うんです。それについては正しいことをしたと思いますが、じゃ、その業者に対して最低2カ月ですから、2カ月の指名停止を行いますか。行わないとおかしくなるとは思います、その点指名委員会で検討してますか、財政課長。

議長（成吉 暲奎君） 副町長。
副町長（八野 紘海君） 指名委員会につきましては、その都度指名委員会を開催し、停止措置も含めて検討しているところでございます。期間については、その事例とか、他町村の事例、先進事例等で検討しますけれども、その範囲内で執行というか、実施はしていきます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（8番 吉元 成一君） ということは2カ月、最低2カ月の停止はするということですね。そう受け取っていいですね。というのが、これはうわさですからね、これうわさを本会議で言うのは余りよくないことかもしれませんが、その業者が指名から除外される指名通知が行ったもので、除外されたということで、どういうことかといって執行部のとこにかけ合いに来たということを知りましたんで、じゃ、最初から100万の指名をいただいても、権利をいただいたら、落札するせんは別にして、あるいは不慮の事故とかいろいろあるわけですから、ちゃんと連絡しないで入札をしない、そういったことをしたら、ルール守らんところはだめだということでこういう決まりをしてるわけですが、今後こういったことの不手際のないように、ちゃんと指名組むときは考えてやっていただきたい。

それと、この処置について、みんな見守ってますのでよろしく願いしておきます。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第73号について採決を行います。議案第73号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第34．議案第74号

議長（成吉 暲奎君） 日程第34、議案第74号工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。渡邊財政課長。

財政課長（渡邊 義治君） 議案第74号工事請負契約の締結について（築城飛行場関連再編関連特別事業）高塚浄水場改良第1期第2工区工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。平成21年9月7日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第74号は、工事請負契約の締結でございます。

これも高塚浄水場改良第1期の第2工区の工事でございます。前議案同様、8月20日に8社による指名競争入札を行いまして、結果は別紙のとおりでございます。理水化学株式会社福岡支店が消費税込みの7,864万5,000円で落札契約をしたものでございます。

なお、工事の概要は、建築中の滅菌室、自家発電棟、それからポンプ室の電気室棟の工事でございます。面積が滅菌室、自家発電棟が36.16平米、それからポンプ室が46.53平米、そのほか施設の配水池の解体工事、それから機械設備、電気設備等々の一連の工事でございます。

よろしく御採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありますか。西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君） 先ほども言われた辞退の件なんですけど、この入札に対しては3社の辞退が出ております。それで、もう一度、その辞退者が出てるんで、新たにその入札を組むことができないのかと、一般競争入札が導入できなかったのかと、地元業者に分離発注ができないのか、その3点をお尋ねします。

議長（成吉 暲奎君） 副町長。

副町長（八野 紘海君） 辞退、3社が辞退しておりますけど、これについてはもうきちんと届けが出た中での辞退でございます。

そして、先般の処分場のときもございましたけど、2社の場合はどうするか、1社の場合はどうするかという議論ございました。これについては3社、残りが2、4、5社ございますので、もうこのまま入札は執行いたしました。

それと地元なぜさせないのか、一般競争としないのかという件でございますけど、一般競争入札という件も検討いたしました。一般競争入札をすれば、ゼネコンを含む大手、もしくは大手の水処理メーカーさんが入ってくると。

それで、この設計をよく見ますと、土木工事については地元の業者でも十分施工できるということで、設計を2本に分けて地元ができる部分については地元の業者さんをお願いをするということで1、2と分けたところです。

それとあわせて、今年度国から経済対策緊急交付金等という形でリーマンショック以来、もう地元の景気対策と、そういう大きな面もございまして、1工区、2工区を分けて、地元業者ができる分は地元業者。ただ、水処理の係る部分については、やはり専門的な業者が後の管理でいいですか、そういう部分については、どうしても専門的な部分が必要不可欠ですので、そこはきちんと分けて指名競争入札ということで執行したところです。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君） そうすると大手が入ってくるということで一般競争入札は今回しなかったちゅうこと。町長は一般競争入札をするようなことを、今後するようなことを言ったもんですから、なぜこの前回は指名になってますし、後の分の指名になってますので、そのところがはっきり聞きたかったんですけど。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 基本的には一般競争入札は1億円以上ということで考えております。それで、やはり地場を、地場の業者を入れるという形になれば分割をせざるを得ないというふうなことで、1億円未満の工事に2つに分割したと、こういうことで御理解願います。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。吉元議員。

議員（8番 吉元 成一君） 辞退は事情があって辞退したんでしょうが、前もって、いわゆる築上町の執行部の考え方と私の考え方が合わないのかもしれないかもしれませんが、前もって指名停止、よそで指名停止を、処罰を受けている会社がありますよというふうに聞いたもんですから、そのことを指摘したんです。そうすると、福岡県が指名停止をしてないから、福岡県に準じて築上町は入札をやってるから、別にこっちでやったことやないからいいんやないですかというようにとれるような言い方をしたんですけど、その会社は汚職で逮捕されよんです。公共工事の汚職で。そのこと名前まで出して私指摘したんですけども、インターネットで調べてもらったらすぐわかります。

先ほど副町長が言われたように、西畑さんの質問ですね。もう少しやっぱ勉強していただきたいなと思うんですけど、水処理とか専門業種については地元の業者でできないことたくさんある

と思う。ゼネコンでもできないんです、本当。ゼネコンは言葉は悪いけど、かすり取って専門業者に流すんです。それなら専門的な業者がやったほうが、命の飲み水ですからね。これはこういう業者で指名組むことについては、これは仕方ないと、こういうふうに私理解しておりますけれども、その中でも1社入札を20億の仕事をやったんですよ築上町については。旧椎田と築城の共立衛生組合は、でしょ。1社入札でもできるような状態なんですから、そういったルール違反したような業者とわかった業者を、たとえこっちのほうでやってないからとか、福岡県が指名停止をしてない、九州管内でやってないんだとか、前回はそういうことありましたよね。どっかの会社ゼネコンに出したときに、辞退が多いときには僕はその件言ったんですけど、まずうちの指名基準に反してないからということだったんですけど、今後はやっぱりそういった対外的にも談合はいけないよとか、汚職で大概問題になってます。だからこういったことについては、そういう可能性のある、近々にそういったことをやって、警察のお世話になってるような会社の九州支店とか、そういうところをなるべく指名しないように、これはできないものか、お願いできないものかということでお答え願います。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 当然そういう疑惑のある業者は回避すべきであると思っております。今回の場合もう調査しました。そしたらJVを組んでおる会社が……。

議員（8番 吉元 成一君） 町長、違いますよ。町長、それはね、言わないかんけど、前の工事の会社なんです、前の工事。だから僕は質疑せんやったでしょ。今度の会社はもう間違いなく、その会社1社で汚職、贈賄で逮捕されてるんです。そういうことなんです。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） それは僕は気がつかなかったんで、気がつけば訂正させておったと思うんですけど、今後気をつけましょう。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第74号について採決を行います。議案第74号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決するこ

とに決定いたしました。

日程第35・議案第75号

議長（成吉 暲奎君） 日程第35、議案第75号物品売買契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。渡邊財政課長。

財政課長（渡邊 義治君） 議案第75号物品売買契約の締結について（築城飛行場関連再編関連特別事業）環境の保全に関する事業、バックホー購入事業について次のように物品売買契約を締結するものとする。平成21年9月7日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第75号は、物品の売買契約の締結でございますが、本案は清掃センターで使用するバックホー1台を購入する契約案件でございます。

この入札も8月20日に3社による指名競争入札を行いまして、キャタピラー九州株式会社北九州支店が消費税込みの1,260万円で落札をしたものでございます。

なお、この使用目的は、いわゆる場内の大型の不燃物等々の一応処理をこの機械でやっていこうと。それから、最終処分場がちょうど満杯になりまして、整地、覆土等の作業が必要になってくるといふうなことで、これに使っていこうというふうなことで購入するものです。

なお、財源は米軍再編の一応交付金を活用させていただいておるところでございます。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第75号について採決を行います。議案第75号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第36・議案第76号

議長（成吉 暲奎君） 日程第36、議案第76号工事請負契約の締結についての議決内容の一

部変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。福田総務課長補佐 失礼しました。渡邊財政課長。

財政課長（渡邊 義治君） 議案第76号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について、平成20年12月8日付議案第107号をもって議決された（市町村合併推進体制整備費補助事業）築上町火葬場設備工事の工事請負契約締結に係る議決内容の一部を次のように改める。平成21年9月7日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第76号は、工事請負契約の変更についてでございます。

本案は、築上町の火葬場の建設設備工事でございますが、御承認をいただいております契約額1億5,797万2,500円を1億6,070万6,700円に変更するものでございます。

なお、工事の請負会社は、九電工でございますけれども、工事概要が、これは京築広域圏消防本部とも詳細な協議をした結果、オイルタンクのオイルポンプ室への消火設備、今までは炭酸ガスを利用した消火設備でございましたけれども、これを粉末消火にしたほうがいいという結論になりまして、これによって変更して増額になるものでございます。よろしく御審議いただきながら、御採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第76号について採決を行います。議案第76号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出してください。

なお、一般質問の締め切りは本日の午後3時までといたします。

議長（成吉 暲奎君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで散会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時50分散会